

# 安保関連法制の問題点

STOP ! 戦争する国1・26院内集会

2015.1.26  
川崎哲

NGOピースボート 共同代表  
集団的自衛権問題研究会 代表

# 2014.7.1 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定



- 1945.8 終戦(日本の敗戦)
- 1946.11 日本国憲法公布
- 1954.7 自衛隊発足
- 1972.11 政府見解「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」
- 1973.6 自衛権発動の3要件

# 自衛の措置としての武力の行使の 新三要件 (2014.7.1 閣議決定)

- 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること
- これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
- 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

(参考) 「武力の行使」が認められる要件に関する新旧の政府見解の比較

自衛権発動の三要件 (従来の政府見解)		自衛の措置としての武力の行使の新三要件 (平成26年7月1日の閣議決定によるもの)	
① 我が国に対する急迫不正の侵害があること		① 我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること	
② これを排除するために他の適当な手段がないこと		② これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと	
③ 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと		③ 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと	

国の存立を全うし、国民を守るために  
切れ目ない安全保障体制の整備について  
2014.7.1 閣議決定

1. 武力攻撃に至らない侵害への対処

- ・離島警備 手続迅速化(治安出動、海上警備行動)
- ・米軍を防護するための武器使用

2. 国際社会への平和と安定への一層の貢献

- ・「非戦闘地域」→「現に戦闘を行っている現場」
- ・PKO: 駆けつけ警護、任務遂行のための武器使用

3. 憲法9条の下で許容される自衛の措置

- ・武力の行使「新3要件」。国際法上は集団的自衛権
- ・民主的統制、原則として事前の国会承認

## 4 今後の国内法整備の進め方

- 自衛隊によるこれらの活動の実施は、国家安全保障会議での審議等に基づき内閣として決定。
- 実際の自衛隊による活動実施には根拠となる国内法が必要。法案の準備ができ次第国会に提出。

### 自衛隊の行動等に関する法制

#### (1) 我が国の防衛に直接関連する法制

- 武力攻撃事態対処法(H15)
- 自衛隊法(防衛出動に関連した規定) 76条
- その他の事態対処法制
- 国民保護法(H16)
- 特定公共施設利用法(H16)
- 米軍行動関連措置法(H16)
- 海上輸送規制法(H16)
- 捕虜取扱い法(H16)
- 国際人道法違反処罰法(H16)

#### (2) 公共の秩序の維持に直接関連する法制

- 自衛隊法
- 海賊対処法(H21) 等

※ なお、日米物品役務相互提供協定(ACSA)(H8発効。改正協定はH16発効。)・日豪ACSA(H25発効)により、米軍及び豪軍との間でそれぞれ物品及び役務の相互提供が可能。訓練、国際平和協力活動、大規模災害対処に加え、米軍とは武力攻撃事態・周辺事態等に際して相互提供を実施できる。

### 組織に関する法制

- 防衛省設置法(S29)
- 自衛隊法(S29)
- 国家安全保障会議設置法(H24)

※ これらの法制の改正の要否も含め、法整備の具体的な在り方については現在検討中。

# 安保法制はどのようなものになるか

## 政府が検討する安全保障法制の骨格

### 政府の検討内容

自衛隊法を改正し  
集団的自衛権の  
行使も可能に  
武力攻撃事態法に  
「存立事態」を  
新たに規定

日本の有事

1 日本と密接に  
関係する  
他国の有事

武力行使できる

自衛隊や海上保安庁  
の運用を改善し、  
外国軍艦の領海侵入  
などに対応

2 グレーゾーン

事態

武力行使できない

自衛隊による後方支援  
のための恒久法

3 他国が有事の  
後方支援

PKO協力法を改正し  
武器使用基準を緩和

4 他国が平時の  
国際貢献

# 安保法制の基本的問題点

## ■「武力行使できる」事態

日本が攻撃されていない事態でも、

- ①自衛隊が出動しうる
- ②国民の権利が制限されうる

・有事と平時の切れ目が曖昧化。「有事」の拡大

## ■「武力行使できない」事態

「武力行使でない」といいつつ武力行使に近づいていく

- ・領海警備
- ・後方支援（海外派兵恒久法？）
- ・武器使用基準

# 武力攻撃事態法の改正イメージ

## 日本への攻撃

### 武力攻撃事態

日本への武力攻撃が発生、または明白な危険が切迫している事態



## 他国への攻撃

### 緊急対処事態

武力攻撃に準ずる手段によるテロ行為が発生、または明白な危険が切迫している事態



### 新設

### 存立事態(仮称)

日本と密接な他国への武力攻撃が発生し、日本の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆される明白な危険がある事態



# 「存立事態」の新設

## 【前提】

「他国防衛」ではなく「自国防衛」

「集団防衛出動」新設ではなく「防衛出動」で対応

→「存立事態」で防衛出動へ

(国家安全保障基本法ではなく)

## 【判断基準】(「国民の権利が根底から脅かされる明白な危険」)

1. 攻撃国の意思、能力
2. 事態の発生場所
3. 事態の規模、態様、推移
4. 日本に戦禍が及ぶ蓋然性
5. 国民が被る犠牲の深刻性、重大性

- 「武力を用いた対処をしなければ、わが国が武力攻撃を受けた場合と同様の深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況」(首相)
- ホルムズ海峡封鎖の事例については政府・与党の説明にズレ

# 「存立事態」の新設

## 【誰がどのように判断するのか】

- NSC等における審議等に基づき内閣が決定
- 「現行法令の防衛出動に関する手続き(武力攻撃自体対処法に規定)と同様、原則として事前の国会承認

## 【国民の権利はどのように制約されるのか】

### 武力攻撃事態対処法

- 軍事目的での私有財産の収用、使用
  - 軍事目的の輸送、戦傷者治療のための役務の強制
  - 交通、通信、経済等の生活の規制
  - 地方公共団体に対する指示権
  - NHKなどの放送機関を指定公共機関として管理
- 特定秘密保護法との関連

# 集団的自衛権の「限定的」行使

- 自衛隊法76条(防衛出動)の改正、武力攻撃事態対処法等の改正
- 戦時におけるホルムズ海峡での機雷除去？ →自衛隊の活動に地理的制約を設けるか
- 平時における弾道ミサイル破壊措置、停戦合意後の遺棄機雷除去は自衛隊法82条の3、84条の2に明文規定があるが、武力行使にあたりうるミサイル迎撃や敷設機雷の除去を行う場合はどう整理するか
- 強制的な停船検査を認める場合には海上輸送規制法や周辺事態船舶検査活動法との関係を整理

# 「武力攻撃に至らない侵害」 (グレーゾーン事態)

- 自衛隊による治安出動や海上警備行動の発令手続きを迅速化するための運用改善(法整備は必要ない?)  
(※民主党は領海警備法案を2014年11月に提出したが廃案)
- 自衛隊法95条(武器等防護)の武器使用の考え方を参考としつつ、「自衛隊と連携してわが国の防衛に資する活動を行っている米軍部隊の武器等を防護するために、自衛隊が武器使用できるようにする」→95条改正

# 「後方支援」見直し

- テロ特措法、イラク特措法は既に失効
- 派遣手続きの簡略化で後方支援の拡大  
= **恒久法**の新設(1.10朝日)
  - 現行の**周辺事態法を改正**し、名称を変更。(後方支援対象を米軍以外にも拡大し、派遣地域の地理的制約もしない) (1.23産経)
- 武器弾薬の提供や、航空機への給油など

# PKO: 駆け付け警護、 任務遂行のための武器使用

- 「国家または国家に準ずる組織が敵対するものとして登場しないことを確保」が前提
- PKO協力法の改正
- 邦人救出などの警察的活動については自衛隊法84条の3、94条の5、95条の改正
- PKO法の発展的解消→後方支援恒久法とセットで国際平和協力の一般法？

# 日米防衛 ガイドライン 改定 中間報告 (2014.10.8)



- **切れ目のない**、力強い、柔軟かつ実効的な日米共同の対応
- 日米同盟の**グローバルな**性質
- 地域の他のパートナーとの協力
- 日米両政府の国家安全保障政策間の相乗効果
- 政府一体となっての同盟としての取り組み

# アーミテージ・ナイ 報告(2012.8)



- 原発推進
- TPP交渉参加
- 秘密保護法制定
- 武器輸出三原則緩和
- 日本版NSC設置
- 海賊との戦い
- シーレーン
- 米軍と自衛隊が平時から戦時まですべての環境に対処
- ホルムズ海峡封鎖時に掃海艇派遣
- PKO 他国の部隊保護

# 外交上の影響

## ■東アジア

- 「**抑止力を高めること**によって戦争が起きにくくなる」
- 中国人の53%、日本人の29%が「2020年までに**戦争が起こりうる**」(2014.9言論NPO／中国日報)

## ■グローバル

- イスラム国
- 欧洲における「対テロ戦争」
- ウクライナ問題、米中の緊張

# 関連課題

- 「戦後70年」談話
- 防衛費の拡大
- 武器輸出に対する政府支援
- 自衛隊ジブチ拠点強化

# 今後のながれ

2月 安保法制、与党協議

4月 統一地方選

日米ガイドライン

安保関連法案、国会提出

5~7月 国会論戦

# 安保論議の大原則



## ■紛争の平和的解決

武力行使は「他に手段がないとき」のみ  
外交上の影響(東アジア、対テロ戦争)  
非軍事的な安全保障、国際貢献

## ■いたずらに自衛隊を危険にさらさない

「必要最小限」、専守防衛  
「戦死」が現実味を帯びる時代に

## ■「有事」=国民の権利制限

# まとめ 今後の主要争点

- 地理的制約
- 想定事態の具体的議論
- 意思決定過程と国会承認
- 武器使用への歯止め
- 国際紛争を助長しない
- 自治体の協力義務、国民の権利制限

# 集団的自衛権問題研究会

毎月一回のNews & Review

公開研究会「安保関連法制の争点を探る」

2月17日(火)18:30～文京シビックセンター

報告：塚田晋一郎、川崎哲

講演：青井未帆

<http://shudantekijieiken.blogspot.jp/>

川崎哲

kawasaki@peaceboat.gr.jp